

長岡市告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により長岡都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年3月19日

長岡市長 磯田達伸

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 長岡都市計画地区計画
- (2) 名称 中之島中央産業団地地区地区計画
- (3) 位置及び区域 長岡市中之島の一部

2 縦覧場所

長岡市都市整備部都市政策課